

ハンガリー《十月事件》と憲法問題

ハンガリー憲法史研究ノート

早 川 弘 道

- 一 はじめに——何故《十月事件》か
- 二 ハンガリー戦後史における「一九五六年」の位置
- 三 一九四九年憲法体制の動揺
- 四 《十月事件》における憲法問題
- 五 小括——一九四九年憲法体制の存続と政治レジームの
転換

一 はじめに——何故《十月事件》か

一九五六年秋のいわゆる「ハンガリー事件」は、ソ連共産党第二〇回大会におけるスターリン批判、さらにこれに端を発する「中ソ論争」の浮上とやらんで、現代共産主義運動史の画期をなすものであった。⁽¹⁾一九五六年十月「社会主義体制」の下での改革をめぐる、ハンガリー全国においてきわめて深刻な社会的闘争が発生し、ソビエト軍による二次にわたる直接介入によって鎮圧されたのだった。改革運動を「反革命」と規定する中国共産党等の介入支持もあり、ソ連軍の実力にあとおしされたカーダール臨時政府が、五六年以降の主導権を掌握することになった。しかしな

がら、その後の中国プロレタリア文化大革命の展開と清算、「プラハの春」とそれへの軍事介入による終焉（一九六八年）、ポーランドの連帯運動とヤルゼルスキ軍事政権の樹立（一九八〇—八一年）、そしてブレジネフ書記長兼幹部会議長の死去（一九八二年十一月）後のソ連邦における社会改革への胎動等、現代社会主義世界体制内の激動を通じて、ロシア革命以降の運動史総体についての全面的再評価の試みが今日なされつつある。⁽³⁾ わけても現存社会主義の停滞、あるいは反動のなかで、ソビエト・タイプ of 社会主義と一九四〇年代末に袂をわかち、「自主管理社会主義」の道を進んだユーゴスラヴィアの経験⁽⁴⁾が、多くの人々の関心を集めたことは当然のことであったが、これと共に「社会主義共同体」内におけるハンガリーの経済改革は、ソビエト・タイプの社会にあっていかなる改革が可能であるかという問題を、具体的かつ鮮明に提起することによって、《カーダーリズム》と総称される道が、内外から注目されるに至る。⁽⁵⁾ これをソビエト型、ユーゴ型につぐ第三の型の社会主義建設の道とみなす主張も登場してきている。⁽⁶⁾ しかし論者の多くが、概ねその経済改革の実験を肯定的に評価し、現存社会主義のありうべき改革像と結びつけている。この傾向は、ポーランド危機の発生と、中ソ両国による経済改革への新たな試行の表面化の中で、益々加速されつつあるようにみえる。⁽⁷⁾ これらの論調にあって、形通りに「ハンガリー事件」に言及されることはあっても、それがいかに今日の《カーダー・レジーム》を規定しているのか、さらには現代社会主義の歩みにいかなる衝撃を加えたかという決定的な論点をつくことは稀である。本稿の通底主題である《ハンガリー憲法史の再評価》に際しては、《十月事件》への評価が、その「人民民主主義革命」への再吟味とならんで、決定的な環とならざるをえない。戦後ハンガリー憲法史にあっては、一九四九年憲法の成立と一九七二年憲法改正が、二つの峰をなすことはいうまでもないが、《十月事件》の分析は、この二つの峰が決して連続的な連なりをもつものではなく、いわんや発展的なものでないことを明らかに

するであろう。さらに叙上のことがらは、一九四九年憲法が範をとったとされるソ連一九三六年憲法と、その後の現代社会主義憲法群に関する歴史的再評価にとっても、無視しえぬ論点を提示することになると思われる。⁽⁸⁾

(1) スターリン批判に続く「ハンガリー事件」が、国際政治のみならず、わが国の政治・理論状況に与えた衝撃は、きわめて深刻なものがあつた。しかし「事件」そのものの分析、その歴史的・理論的解明は、正確な情報の欠如の事情を勘案したとしても、今日に至るまで著しく不十分な状態が続いている。そのような状況の中で、その問題意識と実証性においてぬきんでた水準を有する研究として、次の文献をあげることができよう。

a. Bill Lomax, Hungary 1956, London, 1976.

b. Ferenc Fehér and Ágnes Heller, Hungary 1956 Revisited, London, 1983.

また、ハンガリーで刊行された「一九五六年事件」分析を代表するものとしてモルナールの著作がある。Molnár János, Ellenforradalom magyarországon 1956-ban, Akademiai Kiadó, 1967.

尚おわが国にあつては、「事件」当時の諸発言のうち、特に『世界』一九五七年四—五月号、通巻一三六—一三七号(岩波書店)の丸山真男氏らによる座談会「現代革命の展望」(一)——『ハンガリア』論争批判」が示唆的な内容を含んでいるが、その後残念ながら本格的な研究は出現していない。

現代ハンガリー史の概説としては、鹿島正裕『ハンガリー現代史』(亜紀書房・一九七九年)、矢田俊隆『ハンガリー、チェコスロヴァキア現代史』(山川出版、一九七八年)、P・エルヴィン編『ハンガリー史』第二卷(恒文社・一九八〇年) Bennet Kovrig, Communism in Hungary: from Kun to Kádár, Hoover Institute Pub. 1979 等がある。

(2) 中国共産党は、ソ連共産党第二〇回大会に端を発する「スターリン個人崇拜批判」に関連して、『プロレタリア独裁の歴史的経験について』(一九五六年四月五日付『人民日報』)を発表し、スターリン問題についての独自の見解をうちだしている。さらに「ハンガリー事件」の後、ユーゴのチトー発言を契機として、『再びプロレタリア独裁の歴史的経験について』(同年十二月二九日付『人民日報』)を発表して、ハンガリー問題についての基本的態度を明らかにしている。ここで「ハンガリー事件」とは、「朝鮮侵略戦争以後における社会主義陣営にたいする帝国主義のもっとも重大な攻撃」であつたとし、こ

- (3) そのもっともラジカルな政治分析の一つとして、例えばイタリア共産党指導部決議『社会主義をめざす闘争の新しい局面を開くために——ポーランドの重大な事態についての考察』(『ウニタ』一九八一年十二月三〇日付)をあげることができる。
- (4) E・カルデリ著、山崎洋訳『自我管理と民主主義』(青木書店、一九八一年)が示唆に富み、有益である。
- (5) Kádárism, Kádár régime については、ここではをしあたり、十月事件によって誕生し、その後四九年憲法体制を維持しつつ、ソビエト型経済モデルにラジカルな変更を加え、それに不可欠で最小限の政治・法改革、さらに相対的に寛容なイデオロギー・文化政策を試み、その結果、六四年フルシチョフ失脚、六八年チエコ事件以降、ソ連・東中欧圏における先端的改革路線を形成することになった、カーダールMSZMP第一書記(一時首相をも兼任)を中心とする現代ハンガリーの支配的潮流・その運動・諸制度の総体系としておきたい。本稿では、そうしたカーダール・レジームの質と形態を端的に規定していると思われる《十月事件》を憲法史論の視角から考察することに課題を限定しているため、それ自身の分析は、続稿の一九七二年憲法改正論にゆずることとする。をしあたり以下の文献が参照されるべきであろう。
- a. Ferenc Fehér, *Kadarism as the model state of Khrushchevism*. 《Telos》 No. 40.
 - b. Mihály Vajda, *Is Kadarism an Alternative?* 《Telos》 No. 39.
 - c. Bill Lomax, *Twenty-five years after 1956: the heritage of the Hungarian revolution*. 《The Socialist Register》 1982, and Hungary—the quest for legitimacy, edited by Paul G. Lewis 《Eastern Europe: Political Crisis and Legitimation》 London.
- (6) См. А. П. Бутенко, Политическая власть, всего народа: сущность, структура, способ осуществления: 《Общественные науки》 1982, No. 4, его же, Политическая организация общества при социализме, 1981, Москва, стр. 180-181.
- ブテニコは、『勤労者のための権力』の《勤労者自身による権力》への転化に、社会主義における政治的矛盾の存在とその止揚のプロセスをみるという注目すべき見解を提示している。このプロセスには、それぞれの社会主義国の諸条件、歴史的特質等により、具体的形態がありうることを、これをソ連、ユーゴスラヴィア、ハンガリー・チェコスロヴァキアの三つ

の類型として識別している。この類型論は、必ずしもこれらの著作において、説得的な論拠を与えられるに至ってはいないが、彼の「社会主義体制」論のこれまでの展開の延長線上に位置づける時、今後の理論的展開が期待されるところであり、有意義な論争の基礎となるものといえよう。ちなみにブテンコの一九七四年の労作は、七七年に早くもハンガリー語版が刊行されている。

a. Социализм как общественный строй, Питтсбург, 1974.

b. A szocialista társadalmi rendszer, Kossuth Könyvtárá, 1977.

(7) 特にアンドロポフが書記長に就任して以降、ソ連の改革がハンガリー・モデル（新経済メカニズム）の方向に進むのではないかという観測が多くだされている。これらの多くの中に、ソビエト経済・政治等の総体的認識を欠き、さらにハンガリー経済改革に関する表面的理解に依る弊がみられる。こうした傾向に対する警告の一つとして、ジョレス・メドベージェフ著、毎日新聞外信部訳『アンドロポフ——クレムリン権力への道』（毎日新聞社、一九八三年）一五七頁以下をあげることができる。また一九八三年のいわゆる『ソ連経済秘密報告』とこれに関連する議論（『エコノミスト』一九八三年九月一日号）等も参照。

中国については、さしあたり毛利和子「中国からみたソ連・東欧の経済改革」（『国際政治と共産主義』第八巻二号）が参考になる。

(8) かつて影山日出彌「比較憲法史序説——方法と課題」（『科学と思想』第四号）は、その時期区分を論じ、第一局面における「社会主義的憲法類型」、「第二局面」での一九三六年憲法の成立、「第三局面」における「社会主義型憲法群」として、社会主義憲法についての先駆的な歴史規定を行った。しかし一九七〇年代前半の社会主義憲法研究の水準にも制約され、諸局面を媒介する一九三六年憲法自体について、その「歴史的・論理的」意味に言及されず、一九一八年憲法、第三局面の「人民民主主義憲法群」のいずれとの有機的連関をも解析するには至らなかった。そうした制約をもちながらも、影山論文は、藤田勇による社会主義「人権」論の研究（東京大学出版会、講座『基本的人権』第一巻及び第三巻所収論文等を参照）と共に、今後の社会主義憲法史研究に種々の課題と示唆をなげかけるものである。

二 ハンガリー戦後史における《一九五六年》の位置

《一九五六年》が、ハンガリー戦後史・憲法史にあつて、いかなる位置づけを与えられているかを概観してみる。まずハンガリーにおける支配的見解を、二つの代表的歴史書に求めてみよう。その一は、ハンガリー社会主義の代表的テキストで、一九七八年に刊行された『ハンガリー人民民主主義の歴史』である。⁽¹⁾ 同書は、戦後史を、第一期（一九四四年―四八年）祖国解放から社会主義革命の勝利、第二期（一九四八年―五六六年）社会主義の基礎確立のための闘争、第三期（一九五六年―六二年）人民権力の再生から社会主義の基礎確立の完了、のように区分している。みられるように第二期以降の社会主義建設史は一九五六年によって分断され、しかもその指標は「人民権力の再生」とされている。換言するなら、人民権力の歪曲もしくは解体・消滅現象がこの時期に存し、これが再生したことをもって画期とされたのである。これをさらに鮮明に表現したのが、もう一つの文献、事実上のハンガリー共産党史ともいえる『ハンガリー革命的労働運動の歴史』である。同書によれば、第一期（一九四四年―四五年）解放と民族の再生、第二期（一九四五年―四八年）民主的達成の防衛と新ハンガリーの建設、社会主義革命の勝利、第三期（一九四八年―五六六年）社会主義建設の展開と計画経済、ハンガリー勤労者党の政策の変形、第四期（一九五六年―五八年）一九五六年反革命の敗退、前衛党の再建、ハンガリー社会主義労働者党による二つの戦線での闘争、社会主義権力の強化、第五期（一九五九年―六二年）社会主義建設の基礎の確立、として区分される。同書の第一期と第二期、第四期と第五期をそれぞれ連結するならば、第一の文献と全く合致することになる。公式の前衛党史がまだ刊行されていないハンガリーで、事実上これに相当する位置を占める『ハンガリー革命的労働運動の歴史』が、一九五六年に先立って発生した前衛党の

誤謬について闕説し、またその克服過程で「反革命」が登場したが、これを打破して党と国家の再建がなされたことを、目次編成の上においても明示したことは、第一の文献の「再生」論を支える論拠ともなっているといえよう。

次に憲法史領域における《一九五六年》の扱いであるが、コヴァーチ・イシュトヴァーンの戦後憲法史論によって、ひとまずその通説が形成されていると判ぜられる。コヴァーチは、ハンガリーにおける一党制システムが、複数政党制を、憲法原則として排除するものではないということを強調する一方、《一九五六年事件》に際しての複数政党制の復活は、ハンガリー社会主義の歴史の後退以外のなものでもないことを事実によって教えたとして、一党制を社会的達成の主要な形態であると評価する。彼にあって《一九五六年》は、この限りで言及されるにとどまっている。全体として、前史としての一九四六年国家組織法体制、本史としての一九四九年憲法体制下における社会主義建設の基礎過程終了に伴う一九七二年憲法改正という、連続的な憲法発展史という構図が特徴的である。一九四九年憲法、一九七二年改正憲法は、プロレタリア独裁の憲法として、その同一性と連続性が強調されるのである。⁽³⁾ アンタル・フィー・ジェルジ、⁽⁴⁾ ビハリ・オットー⁽⁵⁾ 等代表的憲法学者も、同様の叙述を行っており、先にみた二つの史書により展開された通説的現代史把握における《五六年認識》は、必ずしもこれら憲法学者にあって、少なくともその叙述に限っていえば明確とはいいがたい状況にある。そうした中で注目されるのが、ハラース・ヨージェフの試みた戦後統一戦線史の憲法論的分析である。⁽⁶⁾ ハラースは、四九年憲法成立後、統一戦線政策の明瞭な歪曲がおこり、憲法レジームになじまぬ政治・社会現象が発生したとして、その誤謬の克服過程を追跡するという見地から、戦後憲法史の一面面を通じて、戦後史の現実に着目した分析を行っている。ハラースによれば、一九四九年（憲法制定の年）から一九五三年に至る期間、人民民主主義の展望及びその推力としての同盟政策（統一戦線政策）の中に教条主義が存在し、

四九年憲法が承認したとされるプロレタリア独裁と統一戦線運動の非両立性という誤った理論があらわれたという。この認識自体は、一九五六年事件以降カードル体制において常に強調されてきた「二つの戦線での闘争」論に含まれる、五〇年代前半の教条主義・セクト主義批判と軌を一にするものであることは明らかである。しかし先にみた代表的憲法史論が、この問題を歴史分析、理論史把握のいずれにあっても充分には内在化させていないのに対して、ハンガリー戦後レジームの基本環の一つとしての統一戦線の浮沈に即して、憲法問題の視角から教条主義批判を行ったところに、ハラース論文の特質を見出すことができる。一九五七年以降における統一戦線政策の再評価のプロセスを、全面的にポジティブなものとして位置づけ、そこに内在する新たな矛盾構造には必ずしも目が向けられていないにせよ、明らかにこの論文が意図するところは、一九五六年を戦後憲法史の分水嶺とみなす見地の確認にあるといえよう。その視角故に、五六年問題認識が、たとえ通説的史観に基づく「反革命」説に拠るものであるにせよ、ひとまず《十月事件》が、憲法史分析において回避しえぬ根本課題として位置づけられるのである。

かかるハンガリー憲法学の状況は、あらためて、不可避的課題としての五六年問題を射程に入れた、トータルな戦後憲法史の再分析を要求しているといえよう。そのこととの関連で興味深いことは、A・ブラウンも指摘していることであるが、ソビエト政治学の現代的形成過程において、Φ・M・ブルラツキーらによって提起された、《政治レジーム》概念の導入による社会主義政治史分析の新たな試みである。ブルラツキーは、社会主義国家の階級的性格を繰り返すだけでは、現実の社会主義社会の構造と運動を説明することは不可能であり、《政治レジーム》等、より有効な分析装置が必要であるとする。そしてその端的な例証的素材として、ハンガリーの一九五六年事件をあげる。即ち、ハンガリーにあっては、五六年を境にして明らかに異なった政治状況・政治構造が存在しているにもかかわらず、四九

年憲法レジームが貫通していることから、社会主義国家の継続的存在ということをもって、その間の変化の内容をすくいおとす通説の弱点を衝き、そのことが現代ハンガリー史の正確な全体像を析出するのを妨げている理論的要因であるとす。彼は、一九五六年における政治レジームの変換を明らかにすることによって、本質としての社会主義国家、その外的表現形態としての四九年憲法レジームの下でのハンガリー政治史の動態、さらには戦後ハンガリー国家の全姿容を解析することが可能であるとする。こうした提起が、ハンガリー憲法学に含まれる難点を衝くものとなっていることは明らかであり、先のハラスの「実証的」試みとならんで、今後の理論的展開に有力な一石を投ずるものと評されよう。

さて本節の最後にわが国における研究動向について、右の論点とのかかりからみておきたい。日本のハンガリー研究自体が甚だ稀少なものにとどまっているといわざるをえないが、近年その経済改革のユニークな内容に触発された研究が次第に蓄積されつつある。まず肝心の憲法史領域であるが、浅井幸男が各政権期の憲法現象の特質に着目した研究を発表している。⁽⁹⁾浅井は、第一期(一九四五年―一九四九年)過渡的政権Ⅱ暫定憲法期、第二期(一九四九年―一九五六年)ラーコン独裁Ⅱ憲法空洞期、第三期(一九五六年―一九七二年)カードール政権Ⅱ憲法復活期、第四期(一九七二年以降)「新」憲法期と区分している。これには各期を構成する歴史的諸事実への評価、四九年憲法自体への評価等、問われるべき点は残されてはいるが、ひとまず憲法史に即した妥当な時期区分であると思われる。ただし区分の指標については、憲法の成立、空洞化そして復活に求められているのだが、そしてその限りで一九五六年が戦後憲法史の一大画期とされることになるわけであるが、それだけの重みをもつはずの五六年問題の解明は、憲法史に限定した領域についても必ずしも充分なされているとはいいがたく、したがって「復活」の内容規定、その連続線上に位置する現代ハンガリー

一憲法（浅井のいう第四期）の性格規定にも不分明な所を多く残しているように思われる。⁽¹⁰⁾

次に政治史・社会史領域であるが、殆どの文献が、一九五六年を画期、もしくは転換点とみなしている。たとえば鹿島正裕『ハンガリー現代史⁽¹¹⁾』は、政治史的観点から、(1)一九四四年―五三年「人民民主主義」から社会主義への移行期、(2)一九五三年―五六年「非スターリン化」の開始、(3)一九五六年以降「ハンガリー型社会主義の模索」と、戦後史を三区分する試みを行っている。第二期として一九五三―五六年期を独立させて捉える点は、政治史と憲法史の方法的差異を考慮したとしても、先の浅井の把握とズレを見せており、このことはおそらく、両氏の戦後ハンガリー史評価の内容的差異に帰因するものと思われる。しかし、現代ハンガリー社会主義の構造的成型の端緒を一九五六年におくという点では共通している。

以上簡単にハンガリー戦後史における五六年問題の重みを、憲法史研究に即して探ってきたが、これに経済史、思想史、芸術史、外交史等の諸領域を併せてみるならば、この問題のもつ深刻さは一層明瞭となるであろう。⁽¹²⁾にもかかわらず五六年事件は、三〇年を経過しようとする今日、いまだ現代史の謎の一つとされており、その全容は明らかにされておらず、いわんやその歴史的評価のための作業は充分なものとはいえない状況にとどまっている。⁽¹³⁾小論は、こうした五六年事件を、戦後ハンガリー憲法史の総体的把握にとって核心的なものとして位置づけ、この視角から四九
年憲法体制の動揺・解体・再編のプロセスとして、現代ハンガリー憲法史の再吟味を試みるものである。⁽¹⁴⁾

(11) A magyar népi demokrácia története 1944-1962, Kossuth Könyvkiadó, 1978.

(12) A magyar forradalmi munkásszolgálat története, Harmadik kötet. Kossuth, 1970. 本書のロシア語訳が、一九七四年にモスクワで刊行されているが、スターリンに関連する記述等も含めて、「正確化」を期したとして、五〇年代初期のハンガ

リーの誤りが、スターリンの指導を根拠をもちつたハンガリー語版の叙述を削除しつつある。См История Венгерского революционного рабочего движения, том. 3, Москва, 1974.

(3) I. Kovács, The development of the Hungarian Constitution, 《Acta Juridica》T. IV, F. 1-2, 1962, and A quarter of a century on the path of popular democratic constitutional development 1919-1974, 《Acta Juridica》T. XVII, F. 1-2, 1975.

(4) G. Antalffy, Main features in the Hungarian People's Republic: 《New Traits of the Development of State and Legal Life in Hungary》Hungarian Lawyer's Association, 1981, 尚ほ同書の憲法部記は、ロウナーチが執筆している。
(5) Bihari Ottó, Államjog (Alkotmányjog), Tankönyvkiadó, 1984, 35-36. old. ユーリイの英文の社会主義国家・憲法論も参照。Cf. O. Bihari, The Constitutional Models of Socialist State Organization, Budapest, 1979.

(6) Halász József, A Hazafiás Népfront mozgalom társadalmunk politikai rendszereiben, 《Állam es Igazgatás》1972, június, 481-494. old. 同論文は英訳もなされている。Cf. J. Halász, The Patriotic People's Front Movement in the Political System of Hungarian Society, 《Acta Juridica》T. XV, F. 3-4, 1973.

(7) Archie Brown, Political Science in the Soviet Union: A New Stage of Development?, 《Soviet Studies》Vol. XXXVI, No. 3, July 1984, p. 328.

(8) Ф. М. Бурлацкий, Ленин. Государство, Политика, Москва, 1970, стр. 139.

(9) 浅井幸男「ハンガリー社会主義憲法史序説」下(イ)、『岐阜経済大学論集』第十卷三号、第一四卷三号。

(10) 一九七二年改正の分析としては、平泉公雄「ハンガリー人民共和国における憲法改正」、『アジア経済』一九七四年第八号が説得的である。

(11) 鹿島正裕『ハンガリー現代史』(亜紀書房・一九七九年)。わが国の現代ハンガリーに関説する多くの論者が、本著の叙述に従っているが、その開拓者の成果として有益であるが、方法論、史実評価の点で批判的検討が必要であると考えている。

(12) 経済史については、さしあたりW・ブルス著、鶴岡重成訳『東欧経済史』(岩波書店・一九八四年)が、方法論・問題意識・資料吟味の諸点において有益である。ハンガリー自体については、わが国でも知られるブレンドの新著が一九五六年以

降の経済改革の展開史を詳述してあり注目される。Lásd Berend T. Iván, Gazdasági útkeresés 1956-1965, Magvető Könyvkiadó, 1983.

- (13) 戦後解放四〇周年をむかえ、ハンガリー憲法史論「人民民主主義革命期の史的分析の試みが集中的にあらわれはじめてゐる。憲法学からの注目すべき文献として、例えば Halász József, Államépítés a népi demokrácia politikai rendszerében, 《Jogtudományi közlöny》1985. 4. szám. (ハラーズ「人民民主主義政治体制をむかへる国家建設」) Schmidt Péter, Negyven év alkotmány fejlődésében, 《Állam és Igazgatás》1985. 4. szám. (憲法発展の四〇年)等があらわれている。また人民民主主義革命期の再検討の試みとして、解放直後に成立した臨時議会及び政府に関する資料集《Az Ideiglenes Nemzetgyűlés és az Ideiglenes Kormány megalakulása 1944. december 21-22》の公刊、及びロマンチート出版社からの戦後史叢書 *Választások Magyarországon 1945, Szabó Bálint, Új szakasz as MDP politikájában, 1953-1954.* 等が埋められた資料を発掘し、分析の光をあててゐる。

- (14) したがって本稿は「十月事件」の再審の見地に立つて、その全容を追究する一環としてある。とはいへ、この問題領域の特異な政治的性格もあって、第一次資料の公開は限定されており、基礎的研究が蓄積されているとはいへ、この状況にある。近年公刊されたB・ロマックス著『ハンガリー一九五六年』、さらにF・フェーヘル、A・ヘラー共著『ハンガリー一九五六年再訪』は、そうした中で高水準の研究として評価されよう。これらに学びつつハンガリーにおける既発表の資料・研究と併せ、現代史の謎といわれる《十月事件》の全体像に迫る努力を続けていきたいと考えている。(脱稿後、この時期の主要な新聞を覆刻した資料集《1956 A forradalom sajtója, Második bovitett kiadás》を参照する機会を得たが、その本格的分析と利用は将来の課題としたい。当時の新聞に関する筆者の本稿での認識は、ハンガリーの「党史研究所」アルヒーフにおける筆者自身のメモに拠っていることを付記する。)尚お本稿でも利用した国連特別委員会「ハンガリー問題報告書」(全文邦訳版・新世紀社) United Nations, Report of the Special Committee on the Problem of Hungary. は、わが国の諸研究においても常にさしたる吟味をとまなわれぬままに重用されてきた文献であるが、本稿では筆者なりの可能な検討をふまえた上で、活用することにした。ハンガリー事件をめぐる国際論争については、前野良編『ハンガリー問題一

それをめぐる論争―』（合同出版社、一九五七年）が有益である。

三 一九四九年憲法体制の動揺

今日、「ヨーロッパで最初のプロレタリア独裁の憲法⁽¹⁾」であると評される一九四九年ハンガリー憲法は、その前年の社共両党合同に際して採択された『決議』を基礎として、四九年夏までに蓄積された社会主義への移行措置を憲法的に認証するものであったとされている⁽²⁾。またこの憲法が、一九三六年ソビエト憲法に範を採るものであったことについても、四九年憲法に肯定的な論者も、否定的評価を与える論者にも共通する認識といえよう⁽³⁾。《十月事件》、即ち社会主義ハンガリーにおける民主主義的・人民的改革をめぐり生じた諸事象にあつて、四九年憲法体制として成型された政治レジームのラジカルな変換の試みが浮上したのだったが、本節では、これを《十月事件》に至る約三年間のうちに四九年憲法体制の動揺の開始をみるという視角から検討しておきたい。

四九年憲法体制下の政治レジーム成型の焦点は、人民民主主義革命の遂行に決定的役割を果たした統一戦線運動の組織的・戦略的再編――社会主義建設に有効な限りでの制度・道具とする発想――と、マルクスレーニン主義前衛党としてのマジナル勤労者党(MDP)による全政治・社会過程の直接的・指導的統御にあつた⁽⁴⁾。一九四九年二月から四月にかけて、マジナル民族独立戦線(MNFF)は、その綱領を既実現しおえ、「わが民主主義は既に子供の靴では進むことができない」との認識を示し、マジナル独立人民戦線(MFNF)に改編されることになった⁽⁵⁾。その新しい政治綱領は、統一された民主主義的権力を通じて、「勤労人民の国家」を実現し、ハンガリーにおける社会的遺制と官僚制との闘争及び人民の広汎な政治的権利の実現を通じて、「人民経済」を基礎とする「新しい社会」を目指すこ

とを明らかにした。こうした認識は、労働者階級の真の統一を保障する事業と位置づけられた、社共合同による単一の前衛政党的創出に際しても強調された以下の事柄、即ち「マジャル人民民主主義」の特質が「社会主義への相対的に平和的な移行」に存し、これが「人民主権」を基底においた「民主主義的議会制の建設」ならびに「すべての市民に對する民主的な自由権の保障」を内容とするという展望と、深く関連するものであることは容易に推察されるところである。しかし、このような社会主義への民主主義的道程に関する構想は、同時に範型として位置づけられたソビエト型社会主義への接近指向と併存し、絡み合うものであり、かかる戦略的目標との連関、媒介関係は、少なくとも一九四九年時点では明確にされておらず、むしろ前者（民主的移行構想）はその実践的追求が弱められ、後者（ソビエト型社会指向）のありうる実現手段の一つとみなされたといえよう。⁽⁸⁾ハンガリーにおける社会主義への移行の特質を表現するとされたマルクス・レーニン主義前衛党による一元的指導、そして統一戦線運動のこれへの全面的従属という枠組がそれである。⁽⁹⁾M F N Fは次第に政治的力を喪失し、ソビエト型一党制システム創出の手段と化して、名目的存在となる。⁽¹⁰⁾M D P以外の諸政党的活動停止とM F N Fの形骸化を、プロレタリア独裁の前進面とみる見方が、永く支配的であったが、五六年以降は、後者のみがセクト主義的偏向のあらわれとして、否定的評価を与えられている。

一九五三年三月にスターリンが逝去した時点で、第一次五ヶ年計画の下での重工業への強行的投資と強制的・行政的農業集団化のプロセスで進行していた国民生活水準の顕著な低下に起因する経済的困難、さらに五二年を頂点とするスターリン以上に「スターリン主義的」であったと今日評されるラーコシ政権下の政治的・イデオロギー的抑圧に起因する政治的・文化的困難という二重の緊縛が存在していた。五三年六月に開かれたM D P中央委員会総会は、ソ連における流動的政治状況とも深刻に連動しつつ、その政治路線、経済政策、党自身の組織問題等の基本的諸領域

に、そのような諸困難の生成現象と不可分の誤謬が存することを初めて確認するに至る。何よりもその根底に、集団指導体制の欠如、個人崇拜の拡大があることを認め、かかる党内民主主義の侵害が重大な損失を惹起したと結論づけ⁽¹²⁾ている。同六月総会は、党内民主主義を阻害する否定的諸現象を点検し、あらためて集団指導原則の復活を要請し、さらに基本的経済政策の転換を提起したのだ⁽¹³⁾。

翌七月には、五月総選挙によって新たな構成をみた国会において、ラーコシに代わり、ナジ・イムレが首相に選出⁽¹⁴⁾されている。ナジ政権には、副首相としてゲレー・エルネー、ヘゲデューシユ・アンドラーシユが就き、閣僚中には、ボグナール・ヨージェフ（外務）、エルデイ・フェレンツ（司法）、ダルヴァシユ・ヨージェフ（文化）らの元左翼ブロック構成諸党派の指導者達を含んでいた。しかし、一九五六年にラーコシにかわり党第一書記に就任することになる実力者ゲレーが内相を、また五五年にナジが解任されたあとをうけて首相になるヘゲデューシユが国防相を兼務する等、ナジを中心とする「新路線」の模索にもかかわらず、新政府は必ずしも非スターリン化の道に踏みこむ体制と力を具有するに至らなかったといえよう⁽¹⁵⁾。

ナジを中心とする《新路線》[ú szaksz politikája]の基本思想は、「レーニンの原則」への復帰にあるとい⁽¹⁶⁾。ナジ自身が引照する「六月総会報告」において、「レーニンの原則からの逸脱」の存在が指摘され、その内容として党による国家への「過度の干渉」がなされ、「国家機関の独立性」が侵され、「その活動を麻痺させ」たこと、とりわけ近現代ハンガリーの政治生活に決定的役割を付与されてきた「政府」の権威、機能が篡奪されたことを批判したのであ⁽¹⁶⁾。即ち《新路線》とは、単なる経済政策の修正を求めるのみではなく、ハンガリー人民民主主義IIプロレタリア独裁の基本構造、そしてその核心をなす政治レジームの構成原理自体の根本的転換をはかるものであ⁽¹⁶⁾。

いえよう。それ故七月国会におけるラーコシにかわるナジの首相就任は、複雑な構成要素を内包しながらも、旧左翼ブロック構成諸党の指導者をその中枢に、その軽重はともかくも含んだことと併せて、政治レジームの構造転換を予兆させるものであった。

一九五三年に端緒がひらかれたハンガリー社会主義建設の路線修正⁽¹⁷⁾は、翌年五月のMDP第三回党大会で頂点を迎え、その後ナジ首相解任（五五年四月）に至り退潮を余儀なくされていく。党大会では、第一書記としてラーコシが再選されたものの、九名の政治局員の一人としてナジ首相を選出している。大会での主報告も、中央委員会報告をラーコシが行ったのは当然として、続く国会・地方評議会活動に関する報告はナジによってなされ、プロレタリア独裁が労働者と農民の同盟を基礎とするものであることが再確認される等、前年に開始された路線転換への動きが、継続していることをうかがわせる。⁽¹⁸⁾ 大会はまた、第二次五ヶ年計画と共に、「新しい人民戦線」の結成を決定しており、過渡期ハンガリーにおける政治レジーム自体の見直しが着手されていたことを明らかにしている。⁽¹⁹⁾

同年八月、「愛国人民戦線 Hazafias Népront」(HNF) 樹立のコミニケが発表された⁽²⁰⁾後、十月にその結成大会が開催されている。社会主義建設の「新しい段階への突入」(MDP党大会での認識)に際して、人民を政治的・社会的に動員するという非現実的認識と、ナジ政権の求める改革路線を保障する政治的推力として、旧統一戦線(MFNF)の形骸化を克服し、労農同盟の強化、さらに広汎な人民大衆の政治的活性化を実現しようとする構想が、相補的かつ対抗的にいりくむその合力点に、HNFは組織されたのである。したがってこの「新しい人民戦線」は、四〇年代統一戦線運動の全面的総括の上になされたものとはいいがたく、この政治改革の新路線を支える推力としても当初から限界性をまぬかれぬものであった。旧統一戦線との形態的差異は、「古い党連合の再生、政党・フラクシオン

の復活を意味するものではない⁽²¹⁾という点に集中的に示されていたが、これは「プロレタリア独裁」と「一党制システム」の等置を立脚点とする四九年憲法体制に完全に照応する認識ではあっても、このレジームに内在する諸矛盾を克服する展望を欠いていたのである。HNFは、MDP・労働組合・青年同盟・婦人同盟等の中央組織のみを旧統一戦線構成メンバーから継受し、それ以外は四九年体制下に形成された二三にのぼる社会組織より構成された。MDP以外の民主的左翼ブロック諸政党の消長に関する政治的総括が、社会主義の一般的政治法則としてのマルクスレーニン主義政党による一党制化というスターリン型プロ独裁理論⁽²²⁾に基づく一面的な教条的なセクト的傾向によってなされたため、社会主義建設期の政治システムの構想は、ハンガリーの政治・社会生活から遊離し、その民族的伝統、市民的政治感覚、そしてマルクス主義国家論の核心をなす人民の権力・人民の民主主義の諸原則にそぐわぬ方向を進んだ。ナジ政権における非MDP系指導者の入閣、さらにHNF創立発起人名簿に彼らが個人名ではあるが加えられたことは、かかる政治体制の教条的認識そのものの克服・清算を一気に実現するものではありえなかつたにせよ、ひとまずその理論的・現実的枠組の内部に、この政治体制と異質な要素を付加することになった。

こうしたことから、一九五三―五四年の政治過程⁽²³⁾は、四九年憲法体制下における政治的・社会的変動を準備するものであったと規定できよう。またその改革の深化が、四九年憲法体制として端緒的形成をみたハンガリー社会主義政治構造の再吟味、さらにこれと不可分の課題として、一九四六―四九年人民民主主義革命、あるいは「新しいハンガリー民主主義」のプロセスの再評価を浮上させることになるであろうことは確実であった。

しかしながらナジ政権の手による改革への探求、換言すれば四九年ラーコシ路線の修正・転換は、人民の支持と共感を獲得しながらも、HNFの上からの組織化に限界をみうるように、必ずしも人民のエネルギーな政治的・社

会的力を解放し、これに創造性・批判性・意識性・連帯性等のエレメントを見出して、政府自身が依拠していく方向が明らかにされることなく、ソビエト政局における混乱状況にも規定されつつ、いわゆる五五年反動を許して、ナジ首相解任（四月）、MDP-HNF一体化政策（二月MDP中央委員会決議）を鮮明な指標として、途絶されたのである。こうして四九年憲法体制下の社会的・政治的秩序の弛緩は、ひとまず強行的に阻止されたわけであるが、この反改革的潮流は、翌五六年のソ連共産党第二〇回大会におけるスターリン批判の衝撃と、国民の新路線渴望の前に、劇的な後退・敗北を喫することになる。しかもそれは、ソビエト型社会モデルの要石をなすマルクスレーニン主義前衛党自体の全面的解体を含む、四九年憲法体制の崩壊という事態を伴うものであった。

- (1) István Kovács, *New Elements in the Evolution of Socialist Constitution*, Akadémiai Kiadó, 1968, pp. 128-129.
- (2) Cf. *New Traits of the Development of State and Legal Life in Hungary*, pp. 8-9.
- (3) See, I. Kovács, *New Elements in the Evolution of Socialist Constitution*, p. 128; Jovan Djordjevic, *the Relationship between Political Theory and the Constitution*, 《The New Yugoslav Law》1965. 後者は『立命館法字』第六七号（一九六六年）に訳出されており、一九三六年ソ連憲法へのイデオロギー批判として注目される。
- (4) ユヴァーチの前掲諸論稿においては、ハンガリーにおける単一政党制の形成・定着を、四九年憲法、七二年憲法改正に即した解釈論として叙述しているが、事実の合理化に終始し、支持しがたじ。
- (5) László A Magyar Népfront története, dokumentumok 1935-1976, Második kötet, Kossuth Könyvkiadó, 1977, 146-149. old.
- (6) Ugyanott, 164-168. old.
- (7) László A Magyar Kommunista Párt és a Szocialdemokrata Párt határozatai 1944-1948, Kossuth Könyvkiadó, Második, változatlan kiadás, 1979, 587-605. old.

- (8) この間の史的過程を、理論的・実証的に解明した近年の労作として、サボー・バーリント『人民民主主義と革命理論——マニエリス主義革命理論の発展の若干の問題——一九三五—一九四九年のハンガリーにおける』があり、実に有益である。Lásd Szabó Bálint, Népi demokrácia és forradalom elmélet, Masodik, Budapest, 1974.
- (9) Lásd Halász József, Állam építés a népi demokrácia politikai rendszerében.
- (10) Lásd Magyarország történeti kronológiája, IV, 1944-1970, 1064. old. この年はマレーン生誕六〇年が祝われた。
- (11) たとえば、L・ホルヴァン編『ハンガリー史』第二巻(前掲)三〇一—三〇二頁を見よ。
- (12) Lásd Magyarország történeti kronológiája, IV, 1068. old.
- (13) MDP六月総会については、党史フルレーン資料に依拠したサボー・バーリントの研究が公刊され、三〇年後の今日よりやへその詳細が明らかになった。Lásd Szabó Bálint, Új szakasz az MDP polititójában 1953-1954, Kossuth, 1984, 17-37. old. また六月決議全文については、『文学新聞』一九八五年第三号、Irodalmi Újság, 1985. 3. szám によれば、知ることが可能となった。
- (14) Lásd Magyarország történeti kronológiája, IV, 1068. old.
- (15) Ugyanott.
- (16) 『イン・ナジ 共産主義について』(小山田義文・有田昌哉共訳、鏡浦書房)二五〇—二五一頁を参照。邦訳の原書は、Imre Nagy On Communism (1958 in USA) であり、ナジが一九五五年失脚後、一九五六年にかけて執筆され、MDP中央委員会にも提出されたものである。
尚ほ、こうしたナジの思想を「最初のネーロ・ロムニェニスタ」として評価し、現代社会主義運動とその理論のうちた位置づけ直々試みも開始された。
- (17) Lásd Pártkongresszusok és pártkonferenciák 1918-1980, Kossuth, 1985, 67-71. old.
- (18) Lásd ugyanott, 68-69. old.
- (19) Lásd A Magyar Népront Története, 178-179. old.

- (20) Ugyanott, 180-189. old. HNF創立大会は、一九五四年十月三―四日に開催されている。同書一九〇―二〇七頁に大会資料が収録されている。
- (21) Ugyanott, 187. old.
- (22) カードルの政党制論について、ジュルコー・ラーヌロー著『肖像画とその歴史的背景』Gyurkó László, Arcképvázlat történelmi háttérrel, Harmadik kiadás, Magvető Kiadó, Budapest, 1982 が、カードル自身の言葉をひきついで、実に興味深い叙述を展開している。社会主義、とりわけソ連における政党問題については、さしあたり早川弘道「政治結社の自由」(藤田勇編『社会主義と自由権』法律文化社所収)を参照されたい。
- (23) この政治過程について、サポー・バーリントの新著『マジナル勤労者党政治の新局面』(一九八四年)が、歴史の空白を埋め、今後の同期への再検討のための基礎的素材を提示している。Lásd Szabó Bálint, Új szakász as MDP politikájában, 1953-1954, Kosuth, 1984.

四 《十月事件》における憲法問題

ソ連におけるスターリン批判後、ポーランドでは「十月の春」といわれるプロセスで、人民民主主義革命期の指導者ゴムウカが、現体制へのプロテストを鮮明にした大規模な人民的社会運動によって復権し、ソ連の軍事介入を回避して、新政権を組織するに至る。ハンガリーでも春以降独自の「スターリン主義批判」のうねりが連続し、ブルム・テーゼ再評価を含む党史自体の全面的検討、教条主義・セクト主義へのイデオロギー批判、カードル等初期指導者の復権、作家同盟等による検閲廃止要求を含む創作活動・社会活動の活発化がみられ、十月初旬には、ラーコシ体制下での犠牲者を象徴する故ライク・ラースローの名誉回復と国民葬の実施が実現するに至る。こうした中でラーコシ第一書記の退陣が決定し(MDP七月総会)、新たにゲレー・エルネーがその職に就き、その最初の対外活動として、

一九四八年以来対立関係にあったユーゴスラヴィアへの公式訪問がなされる。かかる内外の政情の激変を通じて、首都ブダペシュトの政治的・社会的雰囲気は一挙に解放的・能動的なものとなった⁽¹⁾。

十月二三日の市中心部にあるペテーフイ・シャンドール銅像前の集会ならびに示威行進は、初め内務省によって禁止の指示が出されたものの、市民の圧力と抗議の前に、午後二時すぎ指示の撤回がなされ、市民はM D Pの指導を離れ、自由意思にもとづいて集会を開き、その後ポーランドとの連帯を象徴するドゥナ対岸のベーム広場に向かうことに成功した。これがいわゆる《十月事件》の直接の発端であり、四九年憲法体制の急速な実質的解体の導火線であった⁽²⁾。人々の中の五三年政変の記憶(ナジ政権によるスターリン主義的プロレタリア独裁システムの改革への着手)は、

これを強行的に抑圧する任務を負ったヘゲデューシシュ政権とこれを指導するゲレー第一書記を中心とするM D P執行部に対する、明確な抗議・異議申し立ての運動を急速に創出していく。国会前に再集結し政治的民主化とナジの再登場を要求する人々に向けられた、急ぎ帰国したゲレーのラジオ演説は、そのような市民の要求と抗議に⁽³⁾応えるのではなく、むしろ大衆的デモンストレーションへの非難とソビエトへの連帯を訴えることに⁽⁴⁾終始するものであった。人々は巨大なスターリン像に殺到し、これを破壊することによって、指導部に対し不退転の決意を示した。同夜の中央委員会において、M D P政治局の改組と共に、ナジの首相再任が決定されるに至る⁽⁴⁾が、この民衆の抗議への譲歩は、ソビエト軍の直接介入による市内「反革命」の鎮圧方針と併せて決定されていた。かくして翌二四日水曜日は、四九年憲法体制の強行的・軍事的維持の下に、この体制の改変を志向するナジ政権が発足するという事態を⁽⁵⁾現出させたのである。ソ連軍の進駐下において、ハンガリー国会幹部会は、ナジを首相として選出することを決定したのである。

外国軍隊の首都征圧下に、ともかくも憲法的手続を経て、第二次ナジ内閣はスタートしたのである。

MDP 政治局再編は、第一書記のゲレーはその地位にとどまったものの、新たに正局長としてカーダール、ナジが加わり、同候補としてナジの有力な支持者ロシオンツィ・ゲーザが選出されており、党指導部内にも改革派勢力の楔がうちこまれたことを示しており、事態がきわめて流動的であることを表現していた。この中央委員会総会での合意にもつづいて、ヘゲデューシュにかわりナジが首相に復帰したわけだが、この時点で、閣僚会議名による、騒乱の勃発が「ファシスト反動」に帰因するものであるという強硬声明と、ナジの署名付の「戒厳令」——死刑をもって人民共和国転覆の犯罪に臨む——が、公布されている。また同日の、おそらくはこの戒厳令発令後に出されたと思われるナジ新首相自身による声明、及びカーダールのラジオ演説は、二五日に組閣された新閣僚会議の複雑な構成、さらにはゲレーの第一書記解任という劇的事態への逢着という、二筋の政局転換を証明するきわめて重要な伏線をなすものと思われる。「秩序と希望の約束を願って」と題されたナジ声明は、「ブダペシュトの人々」に流血と争乱を停止するように訴えた後、新政府の基本路線が、一九五三年七月国会で彼自身により明らかにされた政綱、即ち「党、国家、政治・経済生活における体系的な民主化」にあることを確認している。そしてその核心として、「ハンガリーの公生活の偉大な民主化、民族的特質に合致した社会主義建設のハンガリー的道の実現、高遠な民族的諸目的である労働者の生活状態のラジカルな進歩の実現」をあげている。「秩序、平穩、規律」の要請は、この改革路線を保障するためのものであり、戒厳令下の即決裁判権も「人民民主主義と人民権力」に武装対抗を続ける者のみに対象を限定されることが明言されている。みられるように、ナジは、国家と社会のトータルな「民主化」を通じてのハンガリーの社会主義の実現に、その基本精神をおいていた。五三年路線の回復、ここにナジ政府の革新性と歴史的限界性が同時に集中的表現をみていたのである。

これに対しカーダール演説⁽¹⁰⁾においては、市民運動の「反革命的・反動的諸要素」を強調し、これが「人民民主主義的秩序と、労働者階級の権力」に対抗しているところに、事態の基本的構図をみており、ナジ声明と認識枠組は一見相似的存在であるかのようにあるが、その用語選択、力点の所在等微妙なくい違いをみせている。「ソビエト軍隊による支援」、「党と労働者階級が主要な権力を代表するための闘争」といったカーダールの主張は、それがこの時点で事実上党を代表する発言であり、ナジのそれが首相としての所信表明であったという差異をこえて、その後の両者の確執を示唆するものであったといえよう。カーダールにとっての主要目標は、「労働者階級の権力」の防衛であり、「社会主義の構造と基礎の積極的擁護」という、いわば過去への視点が濃厚であり、将来的ヴィジョンについては、「幸福な未来の建設」、「労働者の確固たる権力」、「社会主義的社会秩序」程度の表現にとどまり、わずかに「党、国家、社会生活の民主主義の一層の発展」という「決定的改革」と「すべての過去の誤謬の清算」への決意という二点が、具体性を欠くものではあったが、新指導者としての基本姿勢、旧体制への態度を端的に示し、その限りでナジ声明と共鳴し合うものであった。

さて十月二五日に正式発足した第二次ナジ内閣は、副首相として、M D P 幹部のアプロ・アンタルに加えて、第一次ナジ内閣期に無党派閣僚として参加していたボグナル及びエルディの二人を配するという大胆な人事を含んでいた。新内閣が、M D P の「指導」の下に、ハンガリー社会における非M D P 系の政治・社会勢力を、政治過程の基本的構成要素に公然とくみこみ、四九年憲法体制下のプロ独裁政治レジームを交換していく明確な姿勢を見せたと評することができる。内閣の全体は、依然としてM D P によって独占されて、とりわけ内相としてラーコシ時代からのM D P 幹部であったミュンニヒ・フェレンツが地位を占めたこと、他方哲学者ルカーチ・ジェルジが、ラジカルな改

革派の声をも最高国家権力機関に反映しうる存在として入閣したこと、新内閣を性格規定する上でこの三つの人事は、「十月」の改革の道が、直線的なものでは決してありえぬことを予想させるものであった。⁽¹¹⁾

先述したように同日行われた中央委員総会は、ゲレーの解任、カードール新第一書記選出という劇的決定の下に、二三日時点での「反革命への対応」という党中央の全体的認識枠組から、「改革への志向」へと重心移動を開始させていた。その意味で、新政府と党新執行部の間の歩調の合一化は、先のナジとカードールの共鳴点を、線、さらには面にまで拡大する可能性をもたせた。そして依然として内部矛盾を抱えこみながらも、党と政府双方における足場を確保したナジは、二五日のラジオ演説⁽¹³⁾において、軍事介入の制約の下での改革のプログラムの具体化の道を明らかにしたのであった。「少数の反革命勢力の存在」、「悲劇的事態」の発生という状況下において、「党の新指導部と新政府は、かかる悲劇的事態から充分教訓を導きだすこと」、秩序の回復後、速やかに「国会が招集されるべきこと」、新国会では「国民生活のすべての重要問題に関わる練り上げられた改革のプログラム」が提起されるべきこと、以上が国民の前に新政府の状況認識として伝えられる。さらにこの「改革のプログラム」が、「広汎な民族的・民主的勢力」を結集し、政府構成の変化と「愛国人民戦線」(HNF)の再生を組みこんだ新たな政治レジームの構想をうちだし、四九年憲法体制下での政治レジームの転換を内包していたことに注目したい。秩序の回復は、かかる改革・転換を目的とするものであり、戒厳令は「人民民主主義」レジームの転覆を企図せず、争乱を直ちに停止する人々には適用をみないことが再度表明されている。声明は、人々が「党のリーダーシップの下に、よりよく、より美しい人民の社会主義的未来を建設するために、平和的・創造的活動に従事するよう」訴えて結ばれていた。

こうした二五日ナジ声明は、二四日時点におけるナジとカードールの間存したと思われる認識上の落差を、改革

への具体的踏みこみの線で、合意を形成する方向で埋める内容であったといえよう。翌二六日に発表されたM D P中央委員会声明⁽¹⁴⁾は、あえて党と政府の意見の統一（一致）を表明し、改革に責任を負う新政府を選出するために、M D P指導部ではなく、統一戦線であるH N F幹部会が国会幹部会に対してその推薦を行うこと、広い民族的基盤に根ざした新政府の構成メンバーをナジ首相の指導下に選任すること、ソ連邦との「独立、完全平等、内政不干渉を基礎とした関係」の形成、秩序回復後におけるソビエト軍撤退と両国の間の友好関係の建設、労働組合を媒介とした諸工場における労働者評議会の承認、社会主義的民主主義の諸原則の遵守と人民民主主義の達成物の擁護、国民経済・農業政策の修正、統一戦線政策や党の指導の改善等々の事柄を、六項目にまとめて提示し、その求める国家像を「自由、民主、社会主義のハンガリー」としたのであった。

右にみてきたような二三日以降のM D P・政府の改革的転換への急速な傾斜は、五三年新路線の復権を焦点とするものであったにせよ、その政治作動の基本的メカニズムとして、党と国家の領導する上からの改革の形態をとっていることが、その特質である。その限りにおいて、改革が四九年憲法体制と異質の、また対立的要素を含まざるをえなかったにもかかわらず、改革の実現は、この体制の予定する基本的レジーム・政治的発想の様式の枠の中に、またこれを通じて求められていくという矛盾の存在したことを指摘しておきたいと思う。以下に述べるように、このプロセスが、四九年憲法体制の予定するレジームとは全く異質の政治的・社会的形成の運動を事実上基礎としていたわけであるが、党と国家の新指導部のこれへの分析と実践的対応には、重大な誤認あるいは過少評価が存したといわざるをえないのである。そしてこの問題こそが、十一月初旬の「革命」の岐路に際して、軍事的圧力以上に、改革派指導部の全面後退（ユーゴスラヴィア大使館への緊急避難を選択するに至る）を招くことになるのである。

さて十月二三日以降一週間たらずの間に、全国的規模において、自治体レヴェルで種々の形態と方法にもとづく新しい地域「評議会」が自発的に組織された。これは国民の諸地域における自立的な政治的再組織による自己解放であり、ソ連軍による首都征圧への能動的な対応を示すものであった。⁽¹⁵⁾ 社会的運動を通じて形成された「革命評議会」は、民主的自治組織として、十月三〇日には、ナジ首相によってその合法的存在を承認されるに至る。「革命評議会」の多くは、即時停戦・ソ連軍撤退と「自由選挙」をだき合せた、条件付きでのナジ政府への支持を明らかにし、独立（中立宣言、ワルシャワ条約機構離脱）、民主（政府機構の改革、AVHへ国家防衛庁 Allamvédelmi Hatóság）ロマックスの英訳は Hungarian state security, or “secret” police）廃止、政治犯釈放、言論・結社等の市民的自由の実現）、新たな社会政策（労働者評議会設置、農民本位の農業政策）を強く要求していた。しかし問題は、ナジ政府による「革命評議会」の公認にもかかわらず、同政府及び指導部内改革派が、かかる人民運動をその改革の展望と戦略、あるいは改革の本質的要素としていかに位置づけるかという点において不分明であったことである。五三年《新路線》の復活、例えば愛国人民戦線創設による等した人民のエネルギーの上からの組織化と動員の形態は、スターリン型体制の真の改革はいうまでもなく、《新路線》さえ保障しなかった五三―五四年の教訓が、新政府の基本戦略、諸政策に汲みとられていたかどうかである。したがって現象的には十月末の政治状況は、ナジを中心とする党・政府内改革派、これと一時的な連繋を保ちながらも相対的に独自の改革の方向を目指していたと思われるカードル及びミュンニヒ等の潮流が上部権力を支え、これに急速に実力を蓄積した「評議会」運動が下からの社会的・政治的権力として併存し、さらにソビエトの軍事的圧力とその周辺勢力が存在するというきわめて複雑なものであったといえよう。そしてこれらの諸潮流は、四九年憲法体制への異なった評価を有していたのであった。

ハンガリー勤労者党の急速な自己解体の進行⁽¹⁶⁾、首都ブダペシュトをはじめとする諸地域の革命評議会とその連合組織、生産点における労働者評議会、文化・教育領域における諸評議会の創出・展開という社会と国家の種々のレベルにおける政治生活の集中的再編は、四九年憲法体制下の政治レジームの全面的否定に逢着せざるをえなかった。何よりも国民の要求と利益、政治的意思を、直接的、あるいは媒介的に表現する民衆政党の復活、新生が、政治要求、そして自由の焦点と化すと共に、これが統治能力と正統性を完全に喪失したマルクスレーニン主義前衛党内の政治改革を志向する潮流の政治構想と連動することになった。前衛党は、市民の政治的・社会的圧力の増大の中で、自らの革新・再生の第一歩として、その政治的独占のレジームをまず否定したのである。かくて、十月三〇日午後、ナジによる歴史的なラジオ演説を通じて、その単一政党制に終止符を打ち、旧連合諸党派の再建を承認する閣僚会議決定のなされたことが、国民の前に明らかにされたのである⁽¹⁷⁾。この措置がM D P幹部会の「完全な同意」の下になされたことを強調した後、ナジ首相は「国家生活の一層の民主化のために、内閣は一党制システムを廃棄し、一九四五年に再生した連合諸政党との間に民主的協同を実現し、政府はここに基礎をおくものとする」と述べている。続いて当面の措置として、まずインナー・キャビネットを創設し、これが、M D P (M S Z M Pに再編中)のナジ、カーダール、ロシヨントイ、独立小農業者党のティルディ・ゾルターン、コヴァーチ・ベーラ、民族農民党のエルディ・フェレンツ、さらに再建された社会民主党の代表者を加えた計七名により構成されることが公表された。

四九年憲法⁽¹⁸⁾は、一党制を憲法原則とするいかなる明示的条項も含まなかったが、コバーチ・インシュトヴァーンに代表されるハンガリーにおける通説的見解は、その第五六条〔結社の自由に関する規定〕をもって、プロレタリア独裁への移行に伴う実質的、一党制システム成型の確認とみなしている。即ち、四九年憲法第一条〔人民共和国〕、第二条

「労働国家、全権力の勤勞人民への帰属」、第三条「労働者階級の指導下の労働同盟」という国家の本質・形態・実現様式における階級の性格規定自体のうちに、労働者階級の前衛勢力である単一のマルクスレーニン主義政党の存在と指導の不可避性を内包するものと理解する。これを前提として、第五六条のいう「かかる政治的及び社会的活動における指導勢力 (az állami és társadalmi tevékenység vezető ereje: the leading force in such political and social activities) は、人民の民主主義的団結に依拠し、かつその前衛を通じて活動する労働者階級である。」という規定こそが、歴史的事実として成型されていたマルクスレーニン主義前衛党による一党制を、憲法的に確認したものであるとする。このような解釈論に内在する歴史認識には重大な難点の存することが指摘できるが、ここではさしあたって、こうした憲法理解が、四九年以降五六年に至る政治的現実を追認するものであり、《十月事件》が「反革命」であったとする今日の支配的見解をふまえたものであることを確認しておきたいと思う。したがって四九年憲法体制として実現されたMDP一党制に対する異議が、運動を通じて鮮明化され、この体制の下での政治レジームの根本的転換が、十・三〇ナジ演説によって宣言されたことが、この局面での決定的特質であったといわなければならないであろう。ここに強行的に成型された四九年憲法体制の核心をなしたところのMDP一党制システムは、改革の桎梏として認識され、その廃絶が実現されたのである。即ち四九年憲法体制前の政治レジームを規定していた四六年臨時憲法体制の現実的基盤であった、左翼的民主ブロックを構成した諸政党を中心とする、複数主義的政治構造が、政党政治のレヴェルで復活をみたことになる。そしてかかる転換が、決して複雑な政治情勢における異状隆起としてあったわけではなく、いわんや「旧体制への逆転」現象（歴史の単純な後戻り）等ではなく、先にみたような全政治・社会領域における民衆的異議申し立てと、新たな政治的・社会的権力の創出のための第一次的局面をなすものであったと

評することができよう。

かくて四九年憲法体制の核心部における内容的転換がひとまず実現されたわけであるが、ソビエト軍の圧力下において、この転換を最終的に保障し、さらに安定的・恒常的な新政治レジームを導くかが、不可避的課題となる。しかしながらここで、十月三〇日のもう一つの「事件」への評価をめぐる改革運動の分岐、とりわけMDPに替わる新党準備をすすめる指導部内に発生したと思われる分裂を主要な契機として、憲法問題は新たな困難を伴う局面を迎えることになるのである。要言すれば、四九年憲法体制の原則的維持の下での改革の続行か、同憲法の改正あるいは廃止にまで運動目標を深化させ、新憲法体制への飛躍的移行を伴う全面改革の遂行かという選択肢が、運動の実質的な、それも焦眉の争点として浮上することになったのである。

さてこの歴史的な日のもう一つの「事件」とは、MDPブダペシュト市委員会書記メゼー・イムレらが、同委本部前の混乱のさなかに殺害されたことであつた。⁽¹⁹⁾再建過程の大詰にあつた党幹部へのテロルは、その事実の如何(計画的暴力か偶発的暴力事件であつたか)をこえて、それまでの旧秘密警察AVHメンバーの市民による激しい追及や、革命評議会にみられたMDP党员排除の事態とは明らかに異なる局面をつくりだした。

このような二つの象徴的事件の直後、十一月一日に「マジナル社会主義労働者党」(MSZMP)準備委員会が、カーダール、ナジ、ルカーチら七名によって形成され、新党創出が最終軌道に入る。⁽²⁰⁾さらに二日から三日にかけて、ナジ内閣の改造が行われ、複数政党制復活下の連合政権が、再建された前衛党であるMSZMPと旧民主ブロックを構成していた独立小農業者党、社会民主党、民族農民党(ペテーフイ党と改名)の参加を得て、樹立されたのである。⁽²¹⁾新内閣は国務相として、独立小農業者党のティルデイ、コヴァーチ、サボー・イシュトヴァーンの三名、社会民

主党のケーティ・アンナ、ケレメン・ジュラ、フィッシュェル・ヨージェフの三名、ペターフィ党のビボー・イシュトヴァーン、ファルカシユ・フェレンツ、社会主義労働者党からカーダール、及びロシオンツイ・ゲーザの二名が指名され、国防相に改革派（ナジ系）のマレーテル・パールが就き、ナジ《新路線》と人民運動の提起する諸改革の位相の差を内包しつつも、十月二四日に発足した第二次ナジ政府の構成と質的相違を有する、文字通り改革派内閣となったのである。復活した旧左翼ブロックの三政党は、それぞれの指導部を再建し、機関紙の再刊を行ったが、ワルシャワ条約機構からの離脱を中心とする外交政策については、ほぼ一致した見解を表明していたものの、肝心の国内政策、人民運動の結果生まれた諸評議会への対応等には、差異を有していた。

十月三〇日後の政情転換の最中であって、MSZMP及び新連合政府は、ただちに民衆の要求への対応と関連した政治的プログラムの創出とその実現に直面する。その中で争点として、ワルシャワ条約機構からの離脱と中立宣言の是非の問題があった。⁽²³⁾ 前衛党に対する民衆の圧力の増大と、ソ連を中心とする軍事ブロックからの離脱要求の突出状況下で、MSZMP及び新政府内の有力指導者のうち、カーダール、ミュンニヒら数名はこの時点で首都を脱出し、十一月四日、ソ連による第二次軍事介入が展開される新たな情勢下に、ハンガリー・ソ連国境近辺において「マジャル革命的労農政府」の樹立を一方的に宣言したのであった。⁽²⁴⁾ ここに、四九年憲法に則り合法的に存在するナジ連合政府と、ソ連の直接支持と軍事的圧力を背景としたカーダール臨時政府が、一時的にせよ併存した後、ナジ政府はソビエト軍によって解体されるといふ異常な事態が現出することになったのである。

かかる状況の推移にあって、ハンガリー憲法問題に直接関わる傾聴すべき構想を提起したが、ナジ連合政府關係に就任し、第二次軍事介入に際して最後まで国会内にふみとどまって、その合法的・正統的存在を主張し続けたビボ

・イシュトヴァーンであった。⁽²⁵⁾ 有力な社会学者であり、戦後民族農民党のイデオログでもあったビボーは、その構想の中心に、四九年憲法体制以前への復帰という考えをおいている。ビボー構想によれば、諸政党の参加する自由な総選挙によって革命的制憲議會を創出し、そこにおいて新しい民主主義的憲法を採択すべきであるとする。新憲法の主要原則としては、第一にハンガリーは一九四六年マジャル国家組織法（臨時憲法）に基づく共和国であること、第二に市民的・政治的自由の保障と議會制民主主義の実現をはかること、そして第三には既に形成された社会主義的社會体制（經濟・社會領域）を基礎とするものであること、以上三点が掲げられている。⁽²⁶⁾ このように彼の構想の特質は、經濟・社會領域に形成された社会主義的なエレメントを基本的に前提として承認した上で、これを管理する政治レジームに根本的改編を加えること、つまり「十月革命」が創出した新生現象をくみこんだ人民の民主主義的政治レジームの定着をはかることにあり、それらの法的根拠を、四九年憲法ではなく、四六年臨時憲法に求めることになったといえよう。ここからは必然的に四六年憲法と四九年憲法の対立関係の確認と、前者による後者の排除、そして人民の意思を再集約した新たな民主主義的な社会主義とその憲法の創造の蓋然性が導かれるのである。しかしこれとナジの「新路線」とがいかなる関係になるか、すぐれて実践的・現実的局面における論議、政争がまきおこされるには既にその時間も空間も用意されておらず、第二次介入下のカードール臨時政府と大ブダペシュトを中心とする労働者評議會との対抗に政治の舞台は轉移していったのである。

(一) この間の経緯については、⁽²⁷⁾ 以下に文獻を参照された。 Edited by Paul E. Zinner, *National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe: A Selection of Documents on Events in Poland and Hungary*, February-
November, 1956, Columbia University Press, New York, 1956 and 1957, Part Three: Hungary, pp. 317-397. 本書は

同時期のポーランドの動向も詳しく追う有益である。

- (2) Lásd Magyarország történeti kronológiája, IV, 1080-1081. old.
- (3) See Zinner, National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe, pp. 402-407.
- (4) See Zinner, *ibid.*, pp. 407-408.
- (5) Lásd Kronológiája, IV, 1081. old.
- (6) Ugyanott, 1081. old.
- (7) See Zinner, National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe, p. 408. 尚ゼン連軍介入要請決定と共に、ナジ新首相のサインを付したものが公表されているが、後日その署名行為の不在が明らかとされている。See Zinner, *op. cit.*, p. 408.
- (8) 第二次ナジ内閣には副首相としてアンロー・アンタル (M D P 政治局員、建設相兼務)、ボグナール・ヨージェフ (元独立小農業者党、第一次ナジ内閣外国貿易相で第二次でも同相を兼務)、エルデイ・フェレンツ (元民族農民党、第一次ナジ内閣の司法相) の三名、これに準ずる無任所國務相としてティルディ・ゾルターン (元独立小農業者党) を配し、一般閣僚としては、内相にシュンニヒ・フェレンツ (M D P 政治局員)、その対極としてメテーフイ・サークル等改革運動のシンボルの存在であったルカーチ・ジェルジが文化相に就くという、この時点での事態の流動性を反映したものであると共に、ナジの改革構想実現の基盤として、第一次期 (一九五三—五四年) のそれよりも強化していたといえよう。
- (9) See Zinner National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe, pp. 409-411.
- (10) See Zinner, *ibid.*, pp. 411-414.
- (11) Lásd Kronológiája, IV, 1081. old.
- (12) Ugyanott, 1081. old.
- (13) See Zinner, National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe, pp. 416-418.
- (14) See Zinner, *ibid.*, pp. 419-421.

(15) 地域革命評議会、工場内の労働者評議会等の社会運動について、Bill Lomax, Hungary 1956, London, 1976, pp. 79-103. 及び国連特別委員会『ハンガリー問題報告書』(日本ハンガリー救援会訳編、新世紀社)二六九、二九八頁を参照。従来の地方評議会(自治単位)にかわる新しい地域的評議会は、「革命評議会」、「国民革命評議会」、「革命委員会」、「労働者・兵士評議会」、「国民革命委員会」、「人民評議会」、「人民委員会」、「社会主義者革命委員会」といった名称を冠していた。十月二四日ドゥナペンテレ、ミッシュコルツ、二五日デブレツェン、ジェール、二六日ベスプレム他、二七日セゲド、セケシュフェーヘルバール、ソルノク他、二八日ソンバトハイ、二九日カポシュバール等と地域的偏差を有しながらも十月下旬の短期間に次々と組織され、ハンガリー全体に広がっていった。諸評議会の要求、政策もまた多様で、地方により重要な差異がみられたが、それらはいずれも当該地域の人民権力として機能を開始し、誕生したばかりのナジ政府と交渉を試みた。三〇日には、トランスダニュービア人民評議会が、この地域の諸評議会の連合体として結成され、ナジ政府との有力な交渉機関となった。同人民評議会は、同日発足した新連合政権を高く評価し、それまでジェール評議会が主張していた反ナジ政府樹立、ソ連との軍事的対抗の路線を否定し、複数政党制に基づく総選挙、市民の政治的自由、ハンガリーの中立宣言等を骨子とする提案を、ナジ政府に行なっている。またデブレツェン社会主義革命評議会も同日、ワルシャワ条約機構脱退、ソ連軍撤退、自由で民主的な複数政党制による選挙の実施、それまでの臨時政府としてナジ政府を承認するという声明を発表している。

(16) Lásd Szemes Iván, A Kommunista Part újszervezése Magyarországon 1956-1957, Kossuth, Második kiadás, 1981.

(17) See Zinner, National Communism and Popular Revolut in Eastern Europe, pp. 453-454, Kronológiája, IV, 102. old 尚お社会民主党からは、その指導者ゲーティ・アンナが入閣することになり、実質はともかく、一九四八年社共合同以前の政党構成が復活されたことになる。社会民主党の再建、国政参加は、スターリンの政党モデル(マルクス主義政党の一元化法則論、プロレタリア独裁・社会主義社会体制の下での一党制合法法則論)に完全に背反することになり、四八年憲法体制は勿論、その起動力となった社共合同による「前衛党の統一」もまた否定されることにならざるをえなかったといえよう。ここに含まれる問題は、その後、「ブラハの春」、さらに「グダンスクの夏」の事態における社会民主党再生の志向を併せ考え

る時、あらためて現代政党論の基本主題を提示しているように思われる。前掲拙稿「政治結社の自由」を参照のこと。

- (18) Lásd A Magyar Népköztársaság Alkotmányá, 1949 évi, XX. törvény. «Törvények és Rendeletek Hivatalos Gyűjteménye, I» Budapest, 1950. 同憲法の邦訳は『人民民主主義の研究(下)』(稲子恒夫訳、勁草書房、一九五六年)に含まれている。

- (19) Lásd Kronológiája, IV, 1082. old.

連動・共鳴方向に向かっていた改革派内の二潮流(ナジとカーダールに集約される)が、ワルシャワ条約機構脱退問題、そして「革命評議会」承認問題とならんで、この事件の発生と評価の違いによって、再び分岐することになったという仮説を筆者はもっている。したがって筆者は、これまで「常識」化しているカーダールの「転向」説、「裏切り」説(例えば松井弘明「カーダール政権の成立と秩序形成過程」、『戦後東欧の政治と経済』季刊国際政治第二号その他を見よ)は採らない。

- (20) 本稿では直接ハンガリー共産党史を扱わないが、MDP解散、MSZMP結成については、当然のこととはいえ、これが「新党」樹立なのか、それとも「発展的改編」あるいは「再建」にとどまるのかという問題が生じる。この問題は、現在のカーダール・レジームの自己規定、あるいはそれへの評価とも深く関連せざるをえない。十一月の時点では、MSZMP機関紙においても、「新党」論が展開されたが、五七年に入りその主張が誤りであることが、カーダールらによって繰返されている。今後解明されねばならぬ重要課題として留保しておきたいと思う。

- (21) Lásd Kronológiája, IV, 1082-1083. old.

- (22) 国連特別委員会『ハンガリー問題報告書』三〇六一—三四頁参照。十月三十一日以降、キリスト教民主党、民主人民党、マジャール独立党が再建され、マジャール革命青年党等の新政党が結成されている。

- (23) See Zinner, National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe, pp. 458-464.

- (24) Lásd Kronológiája, IV, 1082-1083. old.

- (25) ビボーは、戦後解放期に、ハンガリー史における民主主義の評価との関連で、いち早く民主主義革命の質と展望について論陣をはり、論文『民主主義の危機』(一九四六年)は、マジャール共産党系の論客、とりわけルカーチの正面からの批判を受け、その後の人民民主主義革命の行方もも規定する論争を呼ぶことになった。

Lásd Vita demokráciánk válságáról, 《Valóság》1946 jan.—febr., 86-103. old. és Bibó István, A magyar demokrácia válsága, 《Harmadik út》 London, 1960.

「十月事件」におけるビボの役割は軽視されえず、右の戦後民主主義論争の再検討とも関連し、その再評価が種々の角度と政治的立場から今日進行中である。最近の研究動向をうかがわせる論文として、Huszár Tibor, Bibó István—a gondolkodó, a politikus, 《Valóság》1984. 9. sz. 26、またラジカルな改革派における動向として、Ferenc Donáth, Istvan Bibó and the fundamental issue of Hungarian democracy, 《The Socialist Register》1981 が、B・ロマンヌスの解題と共に有益である。

- (26) Bibó István, Tervezet a magyar kérdés kompromisszumos megoldására, 1956 november. 《Harmadik út》32-79. old. 一九六〇年にロンドンで刊行された同書（ハンガリー語）は、その後次の叢書中に復刻されている。Bibó István: Válogatott írások, 《Magyar Füzetek》1979, ビボのこの憲法構想は「ソビエト軍の第二次介入後の事態打開に向けた妥協・和解提案としてあった。これを分析・評価した研究はきわめて少ないが、前掲のフェヘル及びヘラーの共著 F. Fehér & A. Heller, Hungary 1956 Revisited をあげることができる。尚おビボの十一月四日の事態に際した國務大臣としての声明は、『文学新聞』一九七九年十一月二十二月号三頁 Irodalmi Újság, 1979 november-december に再録されている。

五 小括——一九四九年憲法体制の存続と政治レジームの転換

再介入を断行したソビエト軍との市街戦の中で、ナジ首相ら政府幹部のユーゴスラヴィア大使館への避難⁽¹⁾、国会内でのビボ⁽²⁾國務相の逮捕等によって空白化した国家権力中枢は、その後カードール、ミュンニヒら「東方」からの帰還者が掌握することになる。

この二人の指導者を頂点とする「革命的労農政府」の出生過程の真実は、いまだ現代史の謎の一つとなっているが、ハンガリーにおける公認の説明は次の通りである。ナジ政権により、実質的意味をもつ複数政党制の「復活」を中軸

とする政治レジームの転換、社会主義ブロック内における諸関係、国際的地位の再編成——ソビエト連邦との対等な民主的関係の回復を基礎とする——の二大政策が提起され、その実現に踏み出した時点で、十月三〇日、再建中の前衛党中央の内部に、かかる新政策を右翼日和見主義であるともみなし、これに対抗する地下指導グループが、カードール等数名によって形成され、しかもこれが当時国会幹部会議長の任にあったドビの支持をさえとりつけていたとされるのである。そして、十一月に入り、旧民主ブロック構成諸党派の有力指導者を網羅した本格的な連合政府が樹立され、ワルシャワ条約機構からの離脱と中立化の方針がおしだされるに及んで、先の党中央内秘密フラクションの大半の主要メンバーが、ブダペシュトを脱出し（十一月一日午後以降）、プラハないしモスクワ等に赴き、党及び政府内の右翼日和見主義勢力と革命的民衆運動に対抗する「新政府」を結成する準備に入ったといわれる。⁽⁴⁾早くも十一月三日には「臨時政府」が発足していたとされ、同夜深更から展開されたソビエト軍の第二次介入を契機として、ハンガリー「東方」地域（ハンガリー内東部国境領域あるいはソ連領内ウジゴロド附近）から、「革命的労働者農民政府」樹立を宣言するラジオ放送を行い、同日中には、ブダペシュトでもこの趣旨の「文書」が発表されているとする。⁽⁵⁾

「臨時政府」⁽⁶⁾声明は、ナジ政府の「前メンバー」であった四人の閣僚（アプロー、カードール、コシャ、ミュンニヒ）は、十一月一日にナジ政府との関係を断絶することによってそれから離脱し、新政府樹立のイニシアチブをとったということをまず明らかにしている。その理由として、ナジ政府は反動勢力の圧迫に屈したため、反革命運動の前に、「人民共和国」、「労働権力」及び「社会主義の達成物」が消滅する危機が発生するに至ったのだが、これに対抗するいかなる能力もナジ政府は具有しえなかったという事情をあげる。

また同日カードールによって発表された「臨時政府の綱領と構成」⁽⁷⁾は、事態を「ナジ政権の弱体化」と「反革命の

昂進」と規定している。さらに発表された主要閣僚以外は、「国の法的秩序の回復の後」、人民民主主義に忠実な、社会主義を擁護する他政党、ならびに無党派のメンバーによって補充されるであろうという見通しを明らかにし、必ずしも「臨時政府」が、かの「ラーコシ体制」への反転を意味しないのだということを示唆していた。このことは、次のような「事件」の全体構図の把握によっても裏づけられている。即ち、「臨時政府」樹立の根拠として、ラーコシIIゲレー派によってなされた誤謬に対して立ち上がった良心的人々の運動が、ナジ政府の弱点につけこんだ反革命集団によって利用され、「人民民主主義」の存立自体が危機にさらされたため、この事態に対処する能力をもった「強力な政府」が要請されていたことにあるのだという認識である。したがって「臨時政府」の十五項目にわたるプログラムは、「人民民主主義」と「社会主義体制の防衛」を政策基軸とし、「国内秩序と平和の回復」を強調するものとなっていた。尚お翌五日に発表された在洪ソビエト軍指令官声明は、カーダール声明に比して、より端的に、ナジ政府が反動勢力と闘うことをしなかったため、国の全体的混乱と反人民勢力の自由な攻撃が許容されたとして、そのような状況下で「革命的労働政権」によって、「反革命勢力の一掃、秩序と平和、平穩の回復」を実現するために出動が要請されたのだとしていた。

十一月十二日になってカーダールを首班とする臨時政府が、正式に発足したが、十一月四日臨時政府宣言にもかかわらず旧民主ブロック諸政党の代表は、そこに含まれてはいなかった。⁽⁹⁾そして改革派への對抗権力創出のイニシアチブを事実上執っていたといわれるミュンニヒ・フェレンツが、第一副首相に就くと同時に、軍事・公安部門を掌握したことも注目される。ソ連軍占領下の首都であらためて発足したカーダール政府にとって、ナジ政府の選択した基本戦略のうち、対ソ関係の転換が全面的に否定されたことはいうまでもなく、この問題は第二次介入とナジ政府の消滅

という既成事実の上に、その撤退の時期と形式をいかにするかに移されてしまった。そのため政治的争点として、新たな事態の中で、既に復活をみた複数政党制にいかに対応するか、さらに任期満了の近づいた国会選挙をこれとの関連でいかに実施するかが問われることになった。四九年憲法体制への根源的再評価を含む右の争点は、《十月事件》の過程で登場した「革命評議会」、「労働者評議会」、「革命的国防委員会」に集約される軍隊内「革命」組織、さらには青年・学生組織、「マジャル知識人革命委員会」等の、地域的・社会的革命組織への評価・対応とも連動せざるをえなかった。

この時点でカードール臨時政府⁽⁹⁾ソビエト軍と対峙しえたのは、十一月十四日に結成された大ブダペシュト中央労働者評議会をはじめとする社会勢力であった。⁽¹⁰⁾ソビエト軍占領下に「秩序の回復」をめざす新政権の登場によって、新たな民主主義的・社会主義憲法を創造する軌道は寸断され、先にみたピポー構想を例外として、四九年憲法体制の下での改革の質と幅を奈辺に求めるかが、新たに対峙することになった国家権力と社会権力を代表する両当事者勢力の攻防目標となったのである。

十一月中旬、即ち「臨時政府」の首都での発足直後の「政労交渉」においては、社会主義所有制度を擁護することを条件にして、「自由選挙」と「中立化」へのふくみをもたせた合意が形成され、ストライキをひとまず中止し、生産を再開することが確認された。⁽¹¹⁾続いて国会幹部会の名によって、「労働者評議会」の存在を承認し、その設立手続と権限を定めた法令が布告される。しかしそれは決して無条件承認ではなく、評議理事任命権を政府⁽¹²⁾関係閣僚が掌握し、さらに運輸通信部門については、労働者評議会結成の対象から除外すること、企業長の政府による任免権の維持、決定違反の労働者評議会による議決を無効とする権限等がもりこまれていた。⁽¹²⁾こうした法的規制下に、大ブダペ

シュト中央労働者評議會を政府の諮問機関として公認しつつ、「臨時政府」は、ナジ政権がそもそも反革命的な性格を有していたこと、「人民民主主義国家」が一層強化されねばならないことを表明し、その下で労働者等のストライキへの非難が強められ、時々の状況に応じてバランスをとりながらも、その政策の軸芯は急速に《十月事件》の達成したのから移動されていった。⁽¹³⁾ この攻防は、十二月九日から予定された四八時間ストライキ方針の提起による労働勢力による局面転換をはかるうとする背水の抵抗戦術によって頂点を迎える。この時点で、大ブダペシュト労働者評議會、その傘下の工場評議會以外をすべて非合法化する布告がなされ、工場防衛組織の武装解除、さらに大ブダペシュト労働者評議會議長及び書記長の逮捕にまで至る。⁽¹³⁾

またこの時期には、旧連合諸政党による最終的妥協の試みがなされている。十二月八日付「覚書」⁽¹⁴⁾によれば、(一)自由・独立・社会主義の成果の防衛、(二)「十月革命」(十月事件)の民主的成果の制度化——労働者評議會の自主管理権ならびにストライキ権、穀物供出制廃止等の新農業政策等、(三)「前衛党」(MSZMP)の政治生活における役割の重要性を承認した上での複数政党制の実現、(四)ソビエト連邦との間の信頼関係の修復とその後におけるすべての外国軍基地の廃止、を骨子とするものであった。「覚書」は当面する困難な諸局面を打開するために、民主的諸政党の参加する「臨時国家統治評議會」を創設して、この下に新選挙法を定め、これにもとづく総選挙(一九五七年秋)を実施し、事態の拾収をはかることを提起していた。

だが右のような提案と見通しは、この時点における政治的軍事的力関係に対応するものとはいえるものでなく、事実同様なされたMSZMP声明は、他政党との権力の分有を拒否し、改革のプログラムは一九四八年社共同決議を基礎としなければならぬということをうちだして、この「覚書」の路線は一蹴されている。⁽¹⁵⁾ カードール自身、十一月

の政労交渉の中で、復活された複数政党制の意義を認めていたが、その後の諸政策は明確にこれを拒否するものとなつた。

先の「労働者評議会」非合法化令とならんで各地の「革命評議会」の解散命令（十二月八日）がなされた後、翌年一月一七日には作家同盟の活動停止令（四月二一日解散令に至る）を含む一連の結社・地域自治組織への規制措置、治安法令の展開によって、一九五七年春までに「秩序」は急速に「回復」されていくことになる。⁽¹⁶⁾同年五月に開催された事件後初の国会は、カーダールを「革命的労働者・農民政府」の首班にあらためて選出したのであつた。⁽¹⁷⁾また任期満了のため予定された総選挙については、憲法の一部改正を経た上で、公式に延期され、一九五八年十一月に地方評議会と合わせて実施された。⁽¹⁸⁾この選挙に先立つ同年六月には、ナジ首相等「十月反革命」の首謀者に対する最高裁判決が法務大臣によって公表され、ハンガリー人民民主主義の国家体制を転覆することを試みた罪により、ナジ首相は処刑されたことが明らかにされた。⁽¹⁹⁾

こうして《十月事件》後、一九五六年十二月の攻防を転換点にし、翌年五月国会を指標として、カーダール政府の事態掌握が確定的なものとなった。内外の流動的要素を伏在させながらも、フルンチョフソビエト政権の強力な支持を受けて、⁽²⁰⁾一九五八年秋の総選挙による国民的「信認」の獲得を経て、カーダール体制の端緒的形成に至る「不幸な序走」を完了し、一九四九年憲法体制の継承の下に独自の改革を試行することになる。⁽²¹⁾

カーダール指導下の一九六〇年代は、「新経済メカニズム」（NEM）と呼ばれる独自の市場・価格政策を柱とし、大胆な農業振興政策をベースとした経済改革への着手がなされ、政治機構の民主的改善（党と国家の人的・機構的関係の分離を含む合理化、地方自治の拡大、複数立候補制の試験的導入を含む選挙制度改革等）、党内民主主義の再建

(統制委員会の地位と権限の強化、党内意見表明の制度的保障、地方機関の民主化等)があいまって進行し、ソ連におけるフルシチョフ失脚(一九六四年)、プラハの春と軍事介入(一九六八年)等の深刻な国際環境の中で、相対的に安定した状況下に、いわゆる「ハンガリー型社会主義」の建設が行われていく。そして一九七〇年第十四回MSZMP党大会の提議を受けて、一九七二年に憲法改正がなされ、四九年憲法体制の新局面へ移行することになる。

一九七二年の憲法改正は、「新憲法」(社会主義憲法)の創造としては位置づけられず、四九年憲法(体制)の枠内での「改正」にとどまることが強調された。⁽²²⁾ 四九年憲法の記念日(八月二〇日)がそのまま踏襲されたことは、このことを象徴的に表現するものであった。十世紀のインシュトヴァーン・キライイ(王)にちなむ八月二〇日を、ナシヨナル・デイとして再確認したことは、ハンガリー建国の歴史的事蹟と結合した民族的感情と合致し、併せて戦後のハンガリー人民の社会主義的選択の一帰結であった一九四九年憲法の正統性を再確認することによって、《十月事件》によって不幸な誕生をみたカーダール・レジームの稀薄な正統性、換言すればその本質的脆弱性を克服することを狙うものであったといえよう。

「改正」憲法が何故社会主義憲法でないのかという問いに対しては、社会の「基本的変化」(前文)にもかかわらず、ハンガリーが「社会主義社会の建設の完成を意味するより高度な質的な段階」に到達していないという、社会の発展段階論の観点からする対応がなされた。この観点自体は、筆者としてもありうべき見方としてその妥当性を承認するものだが、解答はこれによって尽されるものではなく、むしろいま一つのきわめて重大なる論点を見逃してはならないであろう。改正憲法前文は、「わが国でおこった基本的な変化ならびに社会の進歩のための闘争及び国家建設の過程で達成された歴史的成果」との文言を含むが、一九五六年の「十月の悲劇」あるいはこれに溯行する戦

後解放後の起伏に富んだプロセスについては、一切の言及を回避している。「わが人民は、労働者階級の指導の下に、革命的闘争を強め、一九一九年のハンガリー・ソビエト共和国の豊かな経験に支えられて、また社会主義諸国共同体に依存しつつ、社会主義の基礎を建設した」というハンガリー革命史、社会主義建設史の総括は、ハンガリー人民主義革命の展開過程の端的局面における諸矛盾に関する認識を完全に欠落させることによって、逆に七二年改正が展望する改革の方向を規定づける諸要素、及びその全体像を曖昧にすることに帰結せざるをえなかったのである。即ちカードル・レジームが、一九四九年―五三年に成型された「プロレタリア独裁体制」といかなる関係を有するののかという、五三年―五六年の提起した最大の問題に対して正面きつての解答を留保したことである。

何故四九年憲法体制の原則と枠組を継承した「改正」にとどまるのか。「社会主義体制」の下で、合法的政府が外国軍隊によって解体され、「指導勢力」であるはずの前衛党(MDP)が短時日のうちに崩壊するという事態の発生が、けっして偶発的な「事件」等ではなく、この国の人民民主主義革命の初期階段それ自体に内在した諸矛盾の克服過程であったことを、「十月末」のカードルやナジ、ルカーチらと共に確認するならば、初期階段を支えた四九年憲法体制そのものの根本的再審こそが、憲法改正作業にとって不可欠ではなかったか。結果として改正憲法典が、これらのことについての直接明示的な規定を含むことの適否は別としても、ハンガリーにおける憲法改正は、この難問を棚上げにするかたちでは、本来ありえなかったはずである。また一九六八年以降の経済改革とそれに連動する諸改革の全体的展望をいかなるものとしてみるのかという観点からも、戦後憲法史の総括は決定的比重をもっていたと思われるのである。

憲法改正が叙上の事柄を回避したことは、東欧圏でも国民的支持基盤の上にある政権の一つとして評価されること

の多いカーダール・レジームが、ハンガリー市民の誰もが知りうるその「出生の秘密」を、依然として「秘中」の事柄とし、その正統性の根拠をいまだ憲法論として積極的には明らかにしえなかったことを物語っている。正統性の根拠は、五六年の「十月の悲劇」反革命の克服」ではなく、ハンガリー社会主義の起点であり、同時にラーコシス・スターリン主義体制の生誕を意味した一九四九年に、そしてこれを支えた四九年憲法に求められたのであった。「ラーコシ・グループ」の左翼的教条主義・セクト主義、他方「ナジ・グループ」による右翼的修正主義・日和見主義に対する「二つの戦線での闘争」の一貫した担い手としてカーダールリズムがあったという基本認識、左右両極の歴史的偏向に対する「正統マルクス・レーニン主義」的潮流という自己規定こそが、カーダール・レジームを、非歴史的な四九年憲法観を媒介として、ハンガリー社会主義運動史の最も正当な嫡子とみなす論拠とされ、そのことの故にこそ四九年憲法は継承されねばならなかったのである。憲法記念日を八月二〇日として維持することの意味は、ここにあったのである。

一九六二年第八回MSZMP党大会での、カーダール・レジームの党レヴェルにおける基盤形成の完了、これに基づくその後の十年間にわたる社会改革諸政策の実現の試みの上に、その正統性の憲法的承認の暦が、一九七二年に訪れたわけであるが、しかし正統性の根拠は右にみたような否定的特質を蔵していたのである。

勿論かかる把握は、憲法史的アスペクトからする種々の論点の解消を必ずしも意味するものではない。例えばその一例として、四九年憲法の「形骸化」に伴う歪みを、五六年以降是正した結果として「改正」がなされたとの主張は、その限りではハンガリー戦後憲法史の表層流動に関する説明を与えている。²⁴しかしながらかかる主張には、四九年憲法の歴史的・社会的性格規定——四九年憲法はハンガリー社会主義にとって積極的意味をもつプロレタリア独裁

の憲法との認識を基底とする把握、及び五三―五六年の「社会主義体制下の民主主義的運動」の憲法論的意味――教条主義・セクト主義の克服過程であられた修正主義、それに乘じた反革命運動との抗争、克服、これを通じての四九年憲法体制の擁護という認識、これらの認識についての充分説得的な論証が要求されよう。しかし当然のこととはいえ、これらの論点については全くの理論的空白状態が続いており、むしろ逆に、解放四〇周年、五三年新路線三〇周年を経て、《十月事件》三〇周年を指呼に望む今日、内外における歴史的検証は、右の二つの認識にとって、多くの決定的反証を提示するものとはなっても、それを補強する素材はいよいよ減少しているのである。ハンガリー戦後憲法史論に課せられた課題は、重く、深刻である。

- (1) この時ナジ首相らと行動を共にしたルカーチは、後年その経緯を述べる中で、この避難行為を「ユーゴ大使館、ひどい間違」であったと回想している。『生きられた思想』(池田浩士訳、白水社)三二〇頁、さらに同書二四六頁も参照された。
- (2) See Donáth, István Bibó and the fundamental issue of Hungarian democracy.
- (3) Lásd A magyar forradalmi munkásmozgalom története, Harmadik kötet, 250. old.
- (4) Lásd A magyar népi demokrácia története 1944-1962, 285. old. Kronológiája, IV, 1083. old.
- (5) Ugyanott.
- (6) See Zinner, National Communism and Popular Revolt in Eastern Europe, pp. 473-474.
- (7) Ibid., pp. 474-478.
- (8) Ibid., pp. 480-481.
- (9) Lásd Kronológiája, IV, 1083-1084. old.
- (10) See Bill Lomax, The Workers' Councils of Greater Budapest. 《The Socialist Register》1976.

- (11) 国連『ハンガリー問題報告書』三四二—四三頁参照。
- (12) 「労働者評議会に関する人民共和国幹部会一九五六年法令第二五号」*törvényerejű rendelete a munkástanácsokról* がその名称である。Lásd Magyar Közlöny, 95. szám, Budapest, 1956 november 24. また『ハンガリー問題報告書』三四五頁をも参照。
- (13) 前掲書三四七頁参照。
- (14) 前掲書三六一—三六二頁参照。
- (15) 前掲書三六二頁。
- (16) 前掲書三六五—三七三頁、三九八—四〇六頁参照。
- (17) Lásd *Kronológiája*, IV, 1088. old.
- (18) Ugyanott, 1093. old.
- (19) Ugyanott, 1092. old.
- (20) この間の事情について以下の文献が興味深い事実を明らかにしている。『フルシチョフ回想録』(S・タルボット編、タイムライフブックス編集部訳)、ヴェリコ・ミチュエーノヴィチ『モスクワ日記一九五六一—九五八』(山崎那美子訳、恒文社)。
- (21) See B. Lomax, 'Twenty-five years after 1956: the heritage of the Hungarian Revolution', 《The Socialist Register》1982. 及び鹿島正裕『ハンガリー現代史』一二八頁以下、また筆者の現代ハンガリー像については「ルカーチと『ダベンシュートの春』—生誕百年祭前後の政治思想状況素描」(『唯物論』第五九号)を参照された。
- (22) Lásd A Magyar Népköztársaság Alkotmányá, Kossuth, 1982. 邦訳として上野達彦「ハンガリー人民共和国の憲法改正」(『アジア正』(『法律時報』一九七三年十一月号))、詳細な論評として平泉公雄「ハンガリー人民共和国における憲法改正」(『アジア経済』一九七四年八月号)がある。
- (23) 前掲 Kossuth 版テキストに、カーダール第一書記、コロム・シハールイ法相その他の関係文献が含まれている。
- (24) 例えば前掲浅井論文「ハンガリー社会主義憲法史序説 下(イ)―(ロ)」を見よ。